

京田辺市規則第3号

京田辺市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づく管理計画の認定等の実施に関し、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

(認定の申請に係る添付書類)

第3条 省令第1条の2第1項に規定する市長が必要と認める書類は、法第5条の4各号に掲げる基準に適合するものであることをマンション管理適正化推進センターが証する書類とする。

(認定の申請の取下げ)

第4条 法第5条の3第1項（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請又は法第5条の7第1項に規定する変更の申請（以下これらを「申請」という。）をした者（以下「申請者」という。）は、市長が法第5条の4の規定による認定（法第5条の6第2項又は法第5条の7第2項において準用する場合を含む。以下「認定」という。）をする前に申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(管理の取りやめの申出)

第5条 認定管理者等は、法第5条の10第1項第2号に規定する申出をしようとするときは、管理取りやめ申出書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(不認定通知)

第6条 市長は、認定をしないときは、管理計画不認定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（軽微な変更の届出）

第7条 認定管理者等は、省令第1条の9に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（別記様式第4号）に当該変更の内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（報告の徴収）

第8条 市長は、法第5条の8の規定による報告（次項において「報告」という。）の徴収を管理状況報告依頼書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 認定管理者等は、報告を求められたときは、管理状況報告書（別記様式第6号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（改善命令）

第9条 市長は、法第5条の9の規定による命令を改善命令書（別記様式第7号）により行うものとする。

（認定の取消通知）

第10条 市長は、法第5条の10第2項の規定による通知を認定取消通知書（別記様式第8号）により行うものとする。

（認定管理計画の公表）

第11条 市長は、認定し、かつ、申請者が同意した場合においては、認定管理計画に係るマンションの認定コード、名称、所在地等を公表するものとする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

連絡先

認定申請取下届

下記の申請を取り下げたいので、京田辺市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第4条の規定により届け出ます。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 マンションの名称
- 3 マンションの所在地
- 4 理由

（あて先）京田辺市長

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

連絡先

管理取りやめ申出書

下記の認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめたいので、京田辺市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第5条の規定により申し出ます。

記

1 認定コード

2 認定年月日

年 月 日

※ 変更の認定又は更新の認定を受けた場合は、直近の認定コード及び認定年月日を記載してください。

3 マンションの名称

4 マンションの所在地

5 理由

様

京田辺市長



管理計画不認定通知書

年 月 日付で申請のあった管理計画は、下記の理由により、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4に規定する基準に適合しないため、京田辺市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第6条の規定により通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 マンションの名称
- 3 マンションの所在地
- 4 理由

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（あて先）京田辺市長

申請者
住 所
氏 名
（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
連絡先

軽微な変更届

年 月 日付け文書番号で認定された管理計画について、下記のとおり変更したいので、京田辺市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第7条の規定により届け出ます。

記

- 1 認定コード
- 2 認定年月日
年 月 日
※ 変更の認定又は更新の認定を受けた場合は、直近の認定コード及び認定年月日を記載してください。
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 変更の内容

項 目		変 更 内 容
長期修繕 計画	修繕の内容	
	修繕の実施時期	
	修繕資金計画	
管理者等		
監事		
規約		
その他		

（注意）

- 1 変更しない項目については、「変更内容」欄に「－」をご記入ください。
- 2 修繕の内容及び実施時期の変更については、計画期間又は修繕資金計画の変更を伴わない場合に限りします。
- 3 修繕資金計画の変更については、マンションの修繕の実施に支障を及ぼすおそれがない場合に限りします。
- 4 管理者等の変更については、2以上の管理者等を置く管理組合であつて、その一部の管理者等を変更する場合（法第5条の4の認定（法第5条の7第1項の変更の認定を含む。）又は法第5条の6第1項の認定の更新があつた際に管理者等であつた者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）に限りします。
- 5 規約の変更については、監事の職務又は省令第1条の5第4号に掲げる事項の変更を伴わない場合に限りします。
- 6 変更の内容が分かる書類を添付してください。
- 7 省令第1条の9に規定する軽微な変更該当しない認定管理計画の変更は、法第5条の7の規定に基づく変更の認定を受けてください。

様

京田辺市長



管理状況報告依頼書

下記のマンションの管理の状況について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定により報告を求めます。

記

1 報告を求めるマンション

(1) 認定コード

(2) 認定年月日

年 月 日

(3) マンションの名称

(4) マンションの所在地

2 報告を求める内容

3 報告を求める理由

4 提出期限及び提出先

(注意)

報告内容に疑義等がある場合は、別途補足説明を求める場合があります。

（あて先）京田辺市長

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

連絡先

管理状況報告書

年 月 日付け文書番号で報告を求められた内容について、下記のとおり京田辺市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第8条第2項の規定により報告します。

記

1 認定コード

2. 認定年月日

年 月 日

※ 変更の認定又は更新の認定を受けた場合は、直近の認定コード及び認定年月日を記載してください。

3 マンションの名称

4 マンションの所在地

5 報告内容

（注意）

報告内容に関する必要な書類を添付してください。

様

京田辺市長



改善命令書

下記のマンションについて改善が必要なため、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定により改善を命じます。

記

1 改善を求めるマンション

(1) 認定コード

(2) 認定年月日

年 月 日

(3) マンションの名称

(4) マンションの所在地

2 改善すべき内容

3 改善の期限

(教示)

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

京田辺市長



認定取消通知書

下記のマンションについて、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定により認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 認定コード
- 2 認定年月日
年 月 日
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 取消理由

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。